

秋田県告示第 1 7 3 号

秋田県健康増進交流センター条例（平成 9 年秋田県条例第15号）第11条第 1 項の規定により、次のとおり秋田県健康増進交流センターの利用料金を承認したので、同条第 3 項の規定に基づき、公告する。

承認した秋田県健康増進交流センターの使用に係る利用料金は、平成29年 4 月 1 日から適用する。

平成29年 3 月31日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県健康増進交流センター

1 大広間の利用料金

大広間	小学校児童及び中学校生徒	1 人 1 泊につき	2, 500円
	一般		3, 700円

備考

- 1 会議室を宿泊のために使用する場合は使用料の額は、第 1 号の大広間を使用する場合の額とする。